

新 国 際 空 手 道 連 盟 芦 原 会 館

会 員 規 約

第 1 条 (会 員 資 格)

入会者は心身共に健康で、当会館の主旨に賛同し、本会員規約・その他会館が定めた事項を承認し、当会館が入会を認めた方を会員とします。

暴力団ならびにその関係者の方の入会は固くお断りいたします。尚、入会后その事実が発覚した場合は、除名処分となります。

第 2 条 (入 会 手 続)

当会館へ入会を希望される方は、所定の入会申し込み手続きを行い、当会館の承認を得た上で、所定の事務手数料・月会費を納入した時に会員となります。

第 3 条 (会 費)

会費には、連盟費が含まれています。

会費は、当会館が指定する方法により、別に定める会費等をお支払い頂きます。

会費を滞納された場合は、退会扱いもしくは除名となります。

会費は前納制とします。

第 4 条 (会 員 証)

当会館は、入会し会員登録用紙を届け出た方に会員証を交付いたします。会員は、当会館施設利用時には会員証を携帯しなければなりません。必要に応じて会員証の提示を求める場合もあります。また、会員証は貸与できないものとし、退会の場合はすみやかに会員証を当会館に返還しなければなりません。会員証を紛失した場合は所定の手数料を納め、再交付を受けることができます。

第 5 条 (会 費 等 の 不 返 還)

一旦納入された事務手数料、会費についての払い戻しは、理由のいかんを問わず一切行いません。

第 6 条 (除 名)

会員が次の項目に一つでも該当した場合は、当会館はその会員を除名することができます。

- 1 規約・そのほか当会館の定める規則に違反した場合
- 2 当会館の名誉・信用を傷つけ、又は秩序を乱した場合
- 3 当会館の施設・設備等を故意に破損した場合
- 4 会費・その他の支払いを期限までに納入しなかった場合
- 5 第 1 条に定める会員としての条件に欠けていることが明らかになった場合
- 6 その他会員としての品位を損なうと認められる行為のあった場合

第 7 条 (退 会)

退会をしようとする者は、別に定める届出用紙に必要事項を記入し、退会する月の 20 日までに届け出なければなりません。

第 8 条 (会 員 資 格 の 喪 失)

会員が以下の項目に該当した場合は、会員資格を喪失します。

- 1 死亡
- 2 退会
- 3 除名

第 9 条 (変 更 事 項)

会員は、住所・連絡先及びその他の入会申込書記載事項に変更があった場合には、すみやかに当会館に届け出て下さい。尚、当会館から会員への通知・連絡は、会員が届け出た住所又は連絡先に行います。

第10条 (事故責任)

- 1 当会館内で発生した盗難については、当会館は損害賠償責任を一切負いません。
- 2 当会館を利用中に起きた事故によって身体に障害を受けた場合、応急処置を施しますが、当会館の故意又は重大な過失による場合を除き、当会館は、一切の賠償責任を負いません。
- 3 会員及び当会館を利用する方々の疫病によって発生した事故について、当会館は、一切の賠償責任を負いません。

第11条 (会員の損害賠償責任)

会員が当会館内で、会員の故意または過失によって、当会館または第三者に損害を与えた場合は、その会員が賠償責任を負います。

第12条 (施設の利用制限及び閉鎖)

当会館は、次の場合、諸施設の全部または一部を閉鎖することがあります。この場合会員は、補償その他何らかの請求・異議申し立てをすることはできません。

- 1 天災、地変、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由により開場が不可能な場合
- 2 当会館施設の改造、補修、点検等を行う場合
- 3 法令の制定、改廃、あるいは行政指導による場合
- 4 当会館の行事
- 5 当会館の都合により重大な事由がある場合

第13条 (報告の義務)

当会館会員が、当会館主催以外の試合に出場することは禁止します。また、各行事で演武などを行う場合は、必ず当会館に報告してください。

第14条 (細則等)

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な事項は、別途細則により当会館総本部がこれを定めます。

第15条 (改正)

本規約の改正は、当会館が必要を応じてこれを行うことができます。その効力はすべての会員に及ぶ事とします。

第16条 (休会)

休会しようとする者は、別に定める届出用紙に必要事項を記入し、休会する前月の20日までに休会費を納めなければなりません。

第17条 (芦原会館・サバキ等「商標登録済」の無断使用禁止)

会員は、【芦原会館】【サバキ】【S A B A K I】等「商標登録済」の無断使用・無断登録を禁止します。

また、会員資格喪失後、当会館技術の流布を一切禁止します。万一、その事実が発覚した場合、法的手段をとる場合があります。

第18条 (再入会・移籍)

- 1 再入会者は、白帯からスタートし、実力が戻り次第もとの級・段位に返ることができ、その判断は、支部責任者に委ねます
- 2 他支部への移籍は、会員登録用紙を移籍先の責任者を通じて総本部事務局に届けなければなりません。その際、事務手数料が発生します

上記の会員規約を御了承の上、入門誓約書に記入して下さい。